

学校における薬の取り扱いについて（令和4年9月改訂）

学校での薬（医療用医薬品）の使用は、保護者からの依頼に基づいて行っています。学校で薬の使用が必要な場合は、薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、下記の内容をご確認の上、御理解と御協力をお願いします。

1 学校における薬の取り扱い

- (1) 薬は医師が処方したものに限り、市販薬や症状に応じて判断を要する薬はお受けできません。
- (2) 児童生徒の薬の管理については、担任が確認した後、保健室で預かり保管します。
- (3) 保護者からの依頼に基づき、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。

2 必要な提出書類

	薬の例		提出書類	記入者
定期薬	抗けいれん薬、抗喘息薬、向精神薬など、毎日定時に使用する薬		服薬依頼書（様式1） 薬の説明書のコピー	保護者
臨時薬	かぜ薬や花粉症などの薬や、目薬、塗り薬など、短期間で一時的に使用する薬			
緊急時	てんかん発作時	けいれん重積発作予防のための坐薬	坐薬使用指示書（様式2）	主治医 及び 保護者
		てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）	口腔用液使用指示書（様式3）	

3 注意事項など

- (1) 服薬時間について、主治医に相談のうえ、学校生活時間以外に変更できるものがあればご協力ください。
（1日3回の薬を1日2回（朝・夕）にしてもらう、服用時間を朝・下校後・就寝前の3回にする等）
- (2) 「服薬依頼書」に記入し、1回分の量に分け、日付、児童生徒名を記入して持たせてください。

例えば…



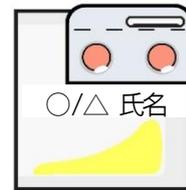
服薬の日付と氏名を記入

薬が複数ある場合は…



チャック付き袋に入れる

テープなどでとめる



※服薬した後の袋（入れ物）は、確認のために担任が返却します。

- (3) 薬の使用・管理について、教職員の介助を必要としない場合であっても、「服薬依頼書」を提出してください。薬は保健室で預かり保管します。
- (4) 初めて処方された薬は、副作用がでる可能性があるため、必ず一度御家庭で服用されてください。
- (5) 宿泊を伴う学習の場合は、事前に保健調査を実施した後、必要に応じて対応します。
- (6) てんかん発作時に坐薬や口腔用液（ブコラム®）が必要な場合は、あらかじめ学校長の承認を受けていた場合に限り、保護者と連絡を取り合い、複数の教職員の観察のもと使用します。
- (7) 薬の内容（種類・量）に変更があった場合は、再度「服薬依頼書」を提出してください。
- (8) 薬に関する各書類の有効期限は年度末とします。新年度には新しいものをご提出ください。
- (9) 薬の使用・保管についてのご相談は、担任または保健室にお気軽にお申し出ください。

4 その他

医師の処方による服薬が困難であると考えられる特例事案の場合（器質的異常のない生理痛、夏の虫刺されの予防薬、旅行用の酔い止め、冬の皮膚・唇の乾燥予防等）は、保護者が「服薬依頼書」により学校に申し入れてください。担任、保健室で確認し、保護者と学校の双方の理解の上で実施します。